

研究報告の成果と課題「欧州の化学物質法制の最新動向 ―予防原則と代替原則の観点からの検討―」

欧州では従来環境法政策がめまぐるしく展開しているが、こと化学物質についてはこの数年だけでも大きな動きがみられる。研究会では欧州の化学物質にかかる法制の最新動向について紹介し、それが予防原則及び代替原則との関係でどのように捉えられるものなのかを報告した。

「代替原則」とよばれるものについてはまだ日本ではあまり周知されていないことから、はじめに確認しておく。「代替 (substitution)」、あるいは「代替原則 (substitution principle)」は、危険な物質はより危険性の少ない物質に置き換えていくべきとの考えをその中心に据える。この代替概念について、予防的思考の鍵となる要素として位置付ける者や、代替こそが強い予防原則の適用であり予防原則なかりせば採用されなかった制度であると評する者もある。ここで試論として代替原則適合性の判断基準となりうるものを挙げてみると、まず①代替物質が利用可能であること、②代替にかかる費用が過大なものではないこと、③代替によりリスクが大きくなること、が考えられる。

欧州の化学物質法制の最新動向を予防原則と代替原則の観点からみると、第一に、REACH 規則においては、今回の改正によるカドミウムの禁止を実現させた要因の一つに、カドミウムの代替物質の開発が進んだことが挙げられており、費用便益分析によって代替にかかるコストが過大なものではないことも確認されている。上記の基準に則れば①ないし③が満たされているため、代替が決定されたとみることが可能である。

第二に、RoHS 指令の改正においてナノマテリアルの規制と代替が予防原則を考慮して検証されなければならないことが明記される一方で、予防原則に則った規制の導入は見送られた。これは、①ナノマテリアルの代替物質が存在せず、したがって代替にかかるコストやリスク・トレードオフも検証できなかったためと考えることができる。すなわち代替原則に従った予防原則の適用（この場合、含有禁止という規制措置の導入）が困難だったということである。

第三に、適用除外や許可の判断においては代替物の利用可能性が重要な判断基準となっている（REACH 規則の許可制度、RoHS 指令の適用除外、クレオソートの限定的上市許可）。報告では DecaBDE を REACH 規則の制限対象とする動向があることを紹介したが、この場合にも代替原則の基準を満たさない場合、すなわち代替物質が利用不可能である場合には例外措置や長期的な移行期間が認められることとなり、予防原則に基づく規制が代替原則により一部抑制されている。報告者の観点からいえば、代替原則に従った予防原則の適用が困難であったために適用除外や例外的な許可の付与、移行期間の設定が認められているといえることができる。

他方で代替原則に従うことによって規制の遅れがあってはならない。代替物質が利用不可能な場合でも高いリスクが懸念されるのであれば、現在判明している知見に応じた予防措置、例えばリスク情報の収集、リスク評価方法の開発、表示をするなどのリスク管理措置をとることが考えられる。そのような事前段階でのリスク管理措置もまた代替原則、ひいては予防原則の要請するところである。

代替原則については研究会でも多くのご質問を頂いたが、この原則について費用便益分析や比例原則との関係を踏まえてより深い検討を行うことが今後の課題である。